

湖南地域就労選択支援事業評価委員会

就労選択支援事業所 事業申請に係る地域評価 (評価結果)

評価対象法人名： 特定非営利活動法人滋賀県社会就労事業振興センター

評価対象事業所名： J A L A N

評価実施日： 2026年4月15日

評価結果	
項目	評価内容
基本シート	<知識・理解・体制> 就労選択支援事業に向けた検討会へ主体的に参画されており、事業への深い理解が伺える。今後は、職員間の知識やスキルの均質化を図るため、事業所内での共有体制や研鑽の機会をさらに充実させることを期待したい。 <スキル> 長年就労アセスメントに取り組んでいる実績は評価できる。共通キットや施設外就労における作業、デジタル技術の活用等、多様なプログラムが用意されている。 <地域連携・地域づくり> 自立支援協議会への主体的な参加を通じ、地域課題の把握や解決に寄与しようとする姿勢が評価できる。 <中立性> 就労選択支援事業の趣旨を理解し、常に利用者の意向に寄り添ったきめ細やかな情報提供を実践されている点は、高く評価できる。
数値化シート	数値化ランク C 一部再検討が必要／一定の体制はあるが、明確な改善・補足が望まれる <アセスメント> アセスメント件数の実績は十分にある。 <支援実績> 半年定着者が10人以上あり、きめ細やかな定着支援が実施されている。 <管理者・就労選択支援員> 全ての項目で加点要件を満たすことができなかった。管理者・就労選択支援員ともに他事業の兼務となっている。 <関係機関連携> 他機関とのケース会議、自立支援協議会への参加共に20件以上の実績があり、十分に評価できる。
総評	
長年の実績に基づいた就労アセスメントの知識と経験は十分に備わっており、就労選択支援制度に対する目的や重要性についても正しく理解されています。また、地域自立支援協議会等の各部会や検討会へ積極的に参画し、地域の関係機関と良好な関係を構築されている点も高く評価できます。特に、アセスメント期間中に他法人の施設見学や企業就労の情報提供を行うなど、自事業所の利用に誘導せず、当事者の視点で公平・公正に選択肢を検討し、手厚くフォローする姿勢は非常に素晴らしく、特筆すべき点です。一方で、管理者・支援員の兼務状況や、職員間において就労アセスメントに関する知識・経験に差が見受けられる点については、留意が必要であると感じます。事業運営や利用者に支障が出ないよう、組織全体でのスキル共有や体制整備を一層推進されることが望まれます。 今後も当事者に真摯に寄り添う姿勢を大切に、湖南圏域の就労支援を牽引する中核的な役割を担われることを強く期待しています。	

<地域評価に関するお問い合わせ先>

湖南地域障害児・者自立支援協議会 就労選択支援事業評価委員会
就労選択支援事業に向けた検討会事務局
湖南地域障害者働き・暮らし応援センターりらく
電話：077-567-1120 メール：riraku@asucomit.or.jp

<数値化シートランクの読み取り方の目安>

ランク	評価内容
A	非常に適している／十分な体制・内容で、特に問題なし。高水準で期待できる
B	概ね適している／一部に改善の余地はあるが、実施に支障はないと考えられる
C	一部再検討が必要／一定の体制はあるが、明確な改善・補足が望まれる
D	再検討が必要／現状の体制では事業実施に不安があり、改善・補足が望まれる

就労選択支援事業所 申請に関する地域評価シート (湖南福祉圏域)

就労選択支援事業の事業申請については、「協議会や市町村等に対し、運営方針や活動内容等を説明し、当協議会等による評価を受け、その内容を指定権者（滋賀県）へ提出すること」となっており、湖南地域においては湖南地域障害児・者自立支援協議会内に設置された湖南地域就労選択支援事業評価委員会にて評価を行います。については以下の項目ごとに運営方針や活動内容・実績等を記入し、設置予定の市障がい福祉課へ提出ください。また、このシートの記入については、配置予定の管理者および就労選択支援員の2名で作成ください。評価委員会の開催日時については後日個別にご案内いたします。評価委員会当日は管理者および就労選択支援員でご出席ください。

<地域評価シートについて>

地域評価シートは申請者（事業所）の基本情報をまとめる「申請者基本情報」と、実施事業所としての姿勢等をまとめる「基本シート」、実施事業所としての実績や準備性を数値化する「数値化シート」で構成されています。事業申請を行うためにはまずこの3つのシートをすべて作成し、事業開始予定の市障がい福祉課へ提出、湖南地域障害児・者自立支援協議会内に設置されている就労選択支援事業評価委員会の評価を受け、その評価結果を事業申請書類に係る資料として指定権者へ提出いただく形となります。

申請者基本情報

【法人関係情報】

法人名称	特定非営利活動法人滋賀県社会就労事業振興センター
法人所在地	滋賀県草津市大路二丁目11-15
運営する障がい福祉サービス事業 (就労選択支援事業以外)	就労継続支援B型、就労移行支援、就労定着支援

【就労選択支援事業所基本情報】

事業所名称	JALAN		
担当者名	松下 佑太	連絡先	077-569-5125
メールアドレス	jalan@hataraku-shiga.net		
事業所所在地	滋賀県草津市野村二丁目11-20		
定員	10		
年間想定受入可能人数	15		
主たる対象者（該当に☑をつける）	☒ 特定しない ☐ 身体障害者 ☐ 知的障害者 ☐ 精神障害者 ☐ 難病等対象者		
従事者の資格取得状況	管理者氏名： 松下 佑太 資格状況※1： 社会福祉事業に2年以上従事		
	就労選択支援員氏名： 松下 佑太、中井 尚子 資格状況※2： 松下：訪問型職場適応援助者、就労選択支援員養成研修修了 中井：訪問型職場適応援助者		
実施主体要件 過去3年以内の通常の事業所への雇用実績 ※右記事業申請予定日の前月の末日から3年間 ※就労先事業所名リストを添付（様式は任意）	事業開始予定日	2026/5/1	
	事業申請予定日	2026/4/27	
	過去3年間の就労実績 (上記事業申請予定日の前月の末日から3年間)	7 件	
人員配置	従事者	員数	常勤換算
	管理者	1 人	0.1 人
	就労選択支援員	2 人	0.7 人

※1 管理者の要件に関する状況を記載ください

※2 就労選択支援の要件に関する実務経験年数・研修受講状況を記載ください

基本シート

1. 【基礎理解】

就労選択支援事業が創設されることになった背景および就労選択支援事業が目指す方向性について記入ください（400文字以上）

背景：就労アセスメントの制度を経てなお適切なアセスメントを経ない安易な行き先選択が行われている。

適切なアセスメントとは

- a: 本人の作業能力等の一側面で判断するのではなく、全人的な理解を深めることが念頭にあること。
- b: 支援者だけの見立てや評価ではなく、本人の参加・共有・合意を通じた協同作業であること。
- c: アセスメントの終了後に本人が自己の未来とこれからに（たとえひとまずであったとしても）展望と見通しを持てること。
- d: cに際して、本人の家族・支援者等の周囲の関係者も同様の認識を持てていること。理解が難しい場合や翻意の可能性がある場合は、そのことの認識を共有していること。

方向性：適切なアセスメントを元として、自身の働き方を選択を支援することで、より自身の可能性と未来とに希望と展望をもった一歩に繋げる。

※可能性と未来の展望を拓くにあたっては、企業就労や福祉的就労のどちらか等、ハードル・垣根・差の別を設けるものではないが、ノーマライゼーションの推進、本人の経済的自立の促進、社会連帯の精神の体现のため企業就労となることを一義とするものと理解している。

働き方の選択を支援することとは

- ・基本的な考え方は【意思決定支援】に準拠すると考える。意思形成支援を行うため情報提供、意思表示支援を行うための環境調整、意思実現支援のためのストレングスモデル。

2. 【地域把握】

事業所として把握している湖南地域の就労支援の実情・課題を記入ください

湖南地域4市人口は35万人あまりで大津市をやや超える規模である。特に草津、栗東はベッドタウンとしての地理的特性から人口増加が続いている。人口増加に合わせて障害福祉サービスができてはいるものの偏りが生じていると感じている。

・計画相談：制度上の問題もあり供給不足である。十分に機能しているとはいえず現状がある。特に就労支援の利用者は障害程度として軽度であるために、優先度は医療的ケア児や強度行動障害を呈する方に比べて低く、地域課題にもなりづらい背景を抱えていると考える。

後段に詳細に述べるが、対象者が言葉を有しているがゆえに本人の表出された言葉のみを受け取ったサービス調整やモニタリングも散見されているように感じている。

・移行：草津への偏りが大きい。定員割れの事業所が多く飽和感があるが、一方で特定の事業所では定員超が発生している。このことから既存事業所は利用者の欲求に対して十分に応えられているとは言えない現状がある。

・A型：特定の法人が過半を占めており選択肢が少ない。新規事業所では急な閉所やサービス転換等、権利侵害とも言える事案が続いており警戒を要する。

・B型：利用者の字面上のニーズ（例：パソコン作業、在宅就労、〇〇費補助あり）に合わせる看板をかける事業所が増加。同じく字面上のニーズから行き先を決めたい支援者がいるため、負のスパイラルが発生しているように感じられる。例：支援者「この人パソコンやりたいって言うてるから～」

・企業：本県は情報通信業の企業が少ない。このためいわゆるパソコン系事務職を希望される方のニーズには叶いづらい側面がある。また、企業が少ないうえに支援者の知見も少なく対象者の「パソコンがしたい」という言葉を受けるとどうしていいかわからなくなり、とりあえずパソコン作業のある事業所で訓練させればいいという安易な判断や「どうせ無理」という判断に繋がっているように感じる。

・自立支援協議会：湖南地域および各市の協議会に就労支援系の部会が存在していないことはリスクであると感じる。たとえば、就労選択支援の検討会にて圏域共通の認識をもって進めたいことを協議してきたが、今後5年、10年のスパンで考えた際に、新規事業所（サビ管管理者の異動を含）に経過や経緯が伝わらないのではないかと危惧する。

3. 【目的】

就労選択支援事業を行う目的（事業申請することになった理由）と運営方針を記入ください

当事業所の利用者像および当事業所への就労アセスメントの対象者像としてはおおよそ以下のとおりである。※当然全員ではない

①対人不安や恐怖があるため意思表示や通所自体に難がある

②特性等からご自身の言葉や思いを否定された経験から信頼関係の構築に難がある

③特性等から既存の制度や決まり・ルールに合わせることで本人の負担になることが強く想定されるため、個別に柔軟性をもった配慮が必要とされる

→①、②、③のすべてまたはいずれかの理由により本人の【安心と安全】を確保することが先決であり、そのことを踏まえての将来の現実検討が必要な方である。

【安心と安全】の確保のために

・運営方針：本人の意思を尊重しつつ、目的とマイルストーンに本人の合意を得て、スモールステップで進める。また、こういった環境であれば本人の強みを発揮して働けるかを考え、環境別の複数の選択肢を提供する。※選択肢があること自体が負担や混乱につながる方を除く

・就労選択支援事業を利用された方が自身のより良い未来にむけて一歩踏み出す勇気を持てることを成果目標とし、そのために必要な支援を行う。

4. 【サービス提供内容の確認】

予定しているサービス内容について以下の項目について記入ください

（１）地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する情報提供について

全体を通じて湖南圏域で作成した情報提供ワークブックを活用する。以下はその他のものの活用について記載する。

福祉的就労：WAM-NETおよび事業所ホームページ、滋賀県が公開している平均工賃実績表を活用する。B型の利用希望がある方については就職支援と工賃とのマトリクスを用いて説明を行うことがある。

企業就労：RESASおよびJEEDの雇用事例集、事業所の企業経営者ネットワークを活用し、雇用事例や企業が求める人材像や働く多様性の伝達を行う。なお、企業就労についてはジョブコーチや就労定着支援事業、働き・暮らし応援センター等、働きながら受けられる支援についての説明を行う。

（２）作業場面等を活用したアセスメント手法について

湖南圏域で作成した共通アセスメントキットはあるが、ほぼ同様の作業内容を一部事業所で有していることから並行して活用する。

アセスメントにおける職員の役割は「できる」「できた」を感じてもらうことを旨とする。支援手法としてはシステマティック・インストラクションを旨としながらも、本人が「試されている」という感覚が少なくなるよう関わる。作業は一連の流れが難しい方も多いと目されるため、チェイニングにおける順行連鎖、逆行連鎖を活用する。

施設外就労先は主に2か所あり、通常の枠とは別に対応可能である。粗大運動を中心とした屋外での清掃・除草作業と、周囲との協調や声掛けが必要な企業設備の点検・記帳作業を有している。

その他、パソコンの利用を希望される方のために、Excelへの名刺のデータ入力と紙媒体の納品伝票からExcelの請求書を作成するツールを用意している。また一般的なOfficeアプリの練習環境および希望に応じてプログラミングやAI活用にも対応可能としている。

(3) 他機関連携によるケース会議の実施について

開始時および最終の振り返り会議の他、適宜情報共有ならびに協議を行うこととする。アセスメント結果をもって本人の行き先を決めるのではなく、アセスメント結果が本人の選択の後押しになるよう、就労選択支援事業の利用中から適宜関係者と方針の共有を行うことを旨とする。方針の共有を行うことでケース会議においてのそれぞれの役割分担を明確にし、本人に対する切れ目ない支援の提供に繋げる。参加者においては本人と計画相談は必須としながら必要に応じて柔軟に声をかける。

(4) 事業所等との連絡調整について

ここでいう「事業所等」は企業、就労系障害福祉サービス事業所のみならず計画相談支援を含む幅が広い。基本的には当事業所利用後の“つなぎ”を切れ目なく行えるような手筈を整えることを指すと考え、そのために必要な連絡・協議を就労選択支援事業の利用中から行うこととする。ケースによって明確なつなぎ先が見つからない場合がある可能性があるが、この場合には最低限、本人あるいは家族がどこに相談すれば良いかを明確にする。

5. 【公平性・中立性の担保】

就労選択支援事業所は、サービスの質の確保はもとより、公正で中立性の高い事業運営を行う必要があり、例えば特定の事業所等との不当に偏った関係性などがあってはなりません。就労選択支援事業を実施するに当たって、公平性・中立性の確保は、極めて重要であると考えています。同一法人が運営する事業所への利用者誘導を避けるために、具体的にどのように考え、取り組むかを記入ください（600文字以上）

これまでの就労アセスメントにおいても終了後に当事業所を希望されるケースはあり、実際に利用につながった方もおられる。こうした過去の事例を含め、当事業所で公平性・中立性を担保するための取り組みとしては以下のことを徹底している。

- ①本人の「利用したい」等の言葉を安易にニーズとして受け取らず、ニーズアセスメントを実施する。
- ②当事業所以外の理想的な行き場を検討する。
- ③本人（や支援関係者）に対する他事業所の見学・実習の推奨。

①について

障がいがある人の多くはその特性や社会経験の少なさゆえの見通しの持ちづらさ、イメージのしづらさを有しておられる。したがって、実際に利用した事業所の体験が良好な印象であれば、いきおい利用したいという言葉に繋がるのは当然である。このため、言葉だけをもってニーズとして受け取ることは厳に慎まなければならない。発せられた言葉を安易にニーズとして受け取らないということは利用云々の場面だけでなく、支援のすべての場面、支援に携わるすべての者に共通して重要一むしろ最低限度のスキルであると考えている。

②について

①のニーズアセスメントの過程で「就職できそうに思った」「工賃をもらえるから」「雰囲気よかった」等の言葉が出てくることがある。仮に就職の希望であればハローワークの障害者雇用窓口でも代替できる可能性があるし移行率がより高い事業所も検討できる。工賃が必要であれば福祉的就労であってもA型が検討でき、B型でも当事業所より高工賃の事業所が検討できる。雰囲気はとらえどころがないものであるが、可能な限り具体的にするとともに本人に対して「どの事業所であってもあなたをないがしろにすることはないし、適切な支援をしてもらえる」ことを伝えている。※これは福祉サービスや支援者という存在自体に信頼感を持ってほしい思いがあるためでもある。検討に当たっては具体的なサービス名や社会資源名の前に“もしも本人にとって理想的と言える場所があるとしたら、それはどんなところか”を念頭に置き、そこから明らかに現実的でないものを棄却していく方式を採用している。

③について

他事業所の見学・実習をしない状態では本人の選択肢が他に存在しない。本人の求めるところに応じ、似た事業所、あるいは当事業所とは別のアプローチをしている事業所を見て体験することで比較が可能となる。選択肢があることは単に権利を守ることだけでなく、本人の可能性を広げることになると信ずる。なお、他事業所の見学・実習は本人に直接依頼することもあれば、当事業所から依頼することが利用拒否と伝わりかねない方には計画相談等の支援関係者に手配（最低限、本人への提案）を依頼することとしている。

6. 【地域づくりに向けた姿勢】

就労選択支援事業を実施・提供することでこういった湖南地域を目指していきたいと考えているか、また、事業所として、どのような取り組みを考えているか記入ください

目指す湖南地域：

- ・「働きたい」思いのある障がい児・者が、次の一步を勇氣と安心感を持って踏み出すことができる。

取り組み：

- ・就労選択支援事業に向けた検討会を含む地域ネットワークの会議等に継続して参加する。
- ・当事業所の特徴や大事にしていることを日々の活動を通じて発信する。
- ・アセスメント手法や技術・知識向上の取り組みに参加する。
- ・当事業所での就労選択支援等にかかる事例やノウハウを共有する。

7. 【検討会への参画】

事業を実施することになった場合、湖南地域の自立支援協議会のプロジェクト「就労選択支援事業に向けた検討会」の構成機関として活動することが望まれます。参加することができますか？

☒ 参加する

☐ 参加できない

※（参加できないにチェックした場合、お答えください）

- ・参加できない理由を記入ください

数値化シート

基準項目	内容	最高 加点	条件	加点数	入力	採点
①アセスメント (70点)	①過去3年間の就労アセスメント実施件数 ※法人全体ではなく事業申請を行う事業所における実施件数	20点	5件以上10件未満 10件以上	10点 20点	10件以上	20点
	②実施するアセスメント手法 (1)通所アセスメント・(2)福祉サービス事業所や学校訪問によるアセスメント・(3)在宅訪問もしくはオンライン等を活用したアセスメント)	20点	2種類実施 3種類実施	10点 20点	2種類実施	10点
	③実施する作業アセスメント手法 (1)湖南地域共通キット・(2)標準化検査・(3)ワークサンプル・(4)製造作業・(5)事務作業)	30点	3項目 4項目以上	20点 30点	3項目	20点
	④申請日から過去3年度間（前年度・前々年度・前々前年度）において、事業者の就労支援によって通常の事業所に雇用されて半年定着に至った人数 ※支援対象者の自発的な活動等によって具体的な支援によらず雇用されたケース及び関係法人への雇用は除く ※過去3年度の期間に半年定着に至った人数	20点	2人以上5人未満 5人以上10人未満 10人以上	5点 10点 20点	10人以上	20点
②支援実績 (70点)	⑤申請日の前年度における企業就労者に対する職場訪問による職場定着支援実施平均件数 ※事業申請事業所において定着支援事業を実施している場合はその実績を含む	20点	月平均3件以上5件未満 月平均5件以上10件未満 月平均10件以上	5点 10点 20点	月平均5件以上10件未満	10点
	⑥以下に該当すること（就労移行支援、就労継続支援A型・B型の多機能事業所の場合は各事業すべてが該当） ●就労移行支援 →就職後6月以上定着率が5割以上 ●就労継続支援A型 →評価点が170点以上 ●就労継続支援B型（様式4：生産活動収支報告書を提出） →平均工賃月額が3万円以上	10点		10点	非該当	点
	⑦多様な人への支援実績 （事業申請事業所にて）申請日の前年度において、以下の障害種別の支援実績がある ・視覚障害・聴覚障害・その他の身体障害・重度知的障害（療育手帳A1、A2）・知的障害（療育手帳B1、B2）・統合失調症・躁うつ病・てんかん・その他の精神障害・発達障害・難病・高次脳機能障がい ※障害が重複している人は主たる障害のみで計上 ※正式利用者および就労アセスメントを実施した人で計上する	20点	6種類以上8種類未満 8種類以上10種類未満 10種類以上	10点 15点 20点	8種類以上10種類未満	15点
	⑧障害福祉サービスのうち、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）のいずれかのサービスを提供する事業所の管理者及びサービス管理責任者としての経験年数（単に役職としての経歴・年数ではなく、当該期間にスーパービジョンを担っており、就労選択支援においても指導助言や育成等を行う場合に限る）	20点	3年以上5年未満 5年以上10年未満 10年以上	5点 10点 20点	非該当	点

基準項目	内容	最高 加点	条件	加点数	入力	採点
④就労選択支援員 (70点)	⑨就労選択支援員の障害者の就労支援業務に従事した経験年数 ※複数名配置する場合は常勤換算で数値が一番大きい者の経験年数	20点	7年以上10年未満 10年以上15年未満 15年以上	5点 10点 20点	非該当	点
	⑩常勤換算で0.5以上配置される就労選択支援員がジョブコーチ（訪問型）に加えて以下の資格のいずれかを有している場合は10点を加点（複数でも10点） ・社会福祉士・精神保健福祉士・公認心理師・作業療法士 ※資格証明書等を添付してください	10点		10点		
	⑪人員基準を上回る配置として、常勤換算で人員配置10:1以上かつ2名以上配置 ※配置例等を提出（様式2）	10点		10点		
	⑫従事者のうち、常勤及び専従の人数 ※管理者を除く	30点	1名配置 2名以上配置	20点 30点		
⑤関係機関との連携・地域自立支援協議会 (60点)	⑬申請日から直近1年間に他機関（必須項目と同様の定義）と連携して行ったケース会議（当事者を含む4機関以上で実施した）の実施回数 ・他機関と連携して就労支援したことが分かる記録（様式3） ※就労アセスメント実施事業所としてのケース会議も含む ※関係法人（同一法人が運営する事業所を含む）への連携は機関数に含めない ※関係法人の確認書類の提出を求めること、連携先に対し評価委員会から連携状況の確認連絡をすることがある	30点	10件以上15件未満	10点	20件以上	30点
			15件以上20件未満	20点		
			20件以上	30点		
	⑭事業申請予定日の前月の末日から2年間で事業所がある市・圏域の自立支援協議会への参加状況について ・定例会、全体会、部会、プロジェクトなど、参加した会議名リスト（様式4）	30点	5件以上10件未満 10件以上15件未満 20件以上	10点 20点 30点	20件以上	30点
14項目		最大加点数	290点			155点
結果						C

＜数値化シートランクの読み取り方の目安＞

ランク	評価内容
A	非常に適している／十分な体制・内容で、特に問題なし。高水準で期待できる
B	概ね適している／一部に改善の余地はあるが、実施に支障はないと考えられる
C	一部再検討が必要／一定の体制はあるが、明確な改善・補足が望まれる
D	再検討が必要／現状の体制では事業実施に不安があり、改善・補足が望まれる